

佐賀県告示第 283 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 21 日から平成 29 年 4 月 20 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 半田鬼塚線	唐津市鏡字サイレ口 192 番 1 地先から 唐津市鏡字川原田 1029 番 1 地先まで	平成 29 . 3 . 21
県道 七山巖木線	唐津市七山木浦字古村 1015 番 1 地先から 唐津市七山池原字野中甲 1566 番 1 地先まで	〃
	唐津市七山池原字南甲 421 番 1 地先から 唐津市浜玉町鳥巣字水頭 603 番 4 地先まで	〃
	唐津市浜玉町鳥巣字水頭 662 番 1 地先から 唐津市浜玉町鳥巣字大下 60 番 4 地先まで	〃
	唐津市巖木町広川字杉宇土 1041 番 1 地先から 唐津市巖木町広川字杉宇土 1033 番 7 地先まで	〃
	唐津市巖木町広川字広川 362 番 1 地先から 唐津市巖木町鳥越字柿林 713 番 1 地先まで	〃